

住民投票について

白河市自治基本条例を考える市民会議事務局

1 住民投票とは

住民投票は、市政運営上の重要事項について、直接住民の意思を確認するもので、間接民主制（選挙によって代表者を選び自らの権力行使をその代表者に委ねる）を補完し、住民の意思を把握するためのものです。

2 今、住民投票を実施するにはどうするのか？

今、市民が、現行制度の中で市政運営上の重要事項（例：環境破壊につながる大規模な開発など）について、その是非を問う住民投票を行うためには、地方自治法第74条第1項に基づき、直接請求による「住民投票条例」の制定が必要となります。

この場合には、有権者の50分の1の署名をもって市長に請求することとなります。その後、市長はこの請求を受けて、「住民投票条例」を議会に提案することとなり、議会で議決されれば、住民投票を実施することとなります。

→「個別型」住民投票

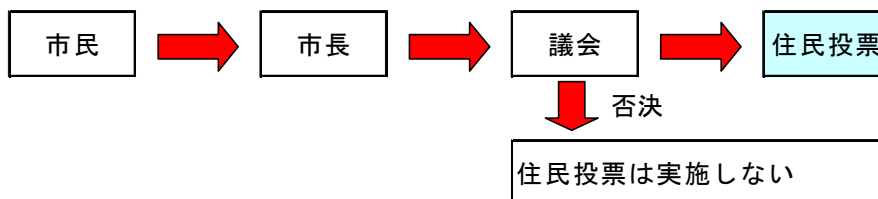
※あくまで、「条例制定に関する直接請求」という制度の中で、住民投票をするための条例の制定を請求するもので、制度化されたものではない。

地方自治法第74条第1項

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、**条例**（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の**制定**又は改廃の請求をすることができる。

有権者の50分の1の署名

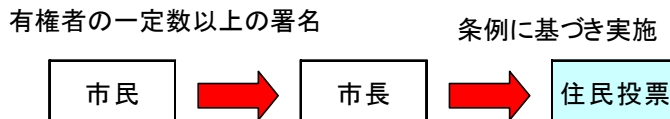
提案



3 住民投票の制度化

個別案件ごとに議会の議決を得て住民投票条例を設ける個別型に対して、住民投票条例や自治基本条例の中で、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを定めて制度化するという動きが出てきています。

→「常設型」住民投票



この住民投票の制度化について規定するかどうか、自治基本条例の制定をしていく中でひとつの論点となります。

4 住民投票の取り扱いに関する事務局案

住民投票の制度化については、2者択一となるため、多様な利害を反映した柔軟な解決方法の選択を困難にするなどの問題点が指摘されており、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方など、制度化に当たり検討すべき様々な論点があり、国においても成案を得ていない状況となっています。

最近では、地方自治法の抜本改正に関する検討の中で、議論されてきましたが、明確な結論が出ていない状況です（詳しくは、別紙「地方自治法抜本改正についての考え方（平成23年1月26日、総務省）」を参照）。

また、公共的課題の解決にあたっては、まずは、これまで検討してきた自治基本条例の核となる、市民と行政との情報の共有、市民参画及び協働の実践による解決を目指すのが第一であると考えております。

これらの点を総合的に勘案し、住民投票の制度化については、現段階では自治基本条例には規定せず、国による明確な方針が示された段階で、「条例の見直し」という形で検討すべきと考えます。

■事務局からの提案

○住民投票の制度化（住民投票制度の創設）については、国による明確な方針が示された段階で、条例の見直しという形で検討することとする。